

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：松田 忠士
- (2) 代表者職氏名：松田 忠士
- (3) 所在地：岐阜県本巢郡北方町芝原西町3丁目34番地2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

- 平成30年 10月29日認定「認 1806046022」「認 1806046023」「認 1806046024」
- 11月13日認定「認 1806049223」
- 11月29日認定「認 1806045986」「認 1806045987」「認 1806045988」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第7号の規定に基づき、令和3年1月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、及び、技能実習生の旅券を保管していたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第7号(同法第48条第1項)に規定する認定の取消事由に該当するため。